

沖縄県公立大学法人評価委員会の概要について

1 概要

沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、沖縄県の附属機関として、公立大学法人沖縄県立芸術大学の業務実績について評価を行うとともに、法人の中期目標、中期計画等について知事に対し意見の提示を行う。

(1) 設置の根拠

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第1項
 沖縄県公立大学法人評価委員会条例（以下「条例」という。）

(2) 組織・運営

○委員	委員5人以内 経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱 任期は2年（再任可）
○委員長	委員の互選により選任 会務を総理し、委員会を代表 代理をする委員を指名
○会議	委員長が招集し、委員長が議長となる [開催要件] 委員の過半数の出席が必要 [議決要件] 出席委員の過半数で議事を決する
○資料の提出等	議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明 その他必要な協力を求めることができる。

(3) 委員報酬

「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に基づき、日額10,000円。
 費用弁償の額は、旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額。

2 主な業務

(1) 設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第1号関係）

- ・ 設立団体の長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見
（法第25条第3項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見
（法第42条の2第5項）
- ・ 条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第44条第2項）
- ・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る設立団体の長への意見の申出（法第56条第1項（法第49条第2項準用））
- ・ 公立大学法人が作成する中期計画を設立団体の長が認可しようとするときの意見
（法第78条第4項）
- ・ 中期目標期間の終了時において、設立団体の長が法人の業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見（法第79条の2第2項）

(2) 公立大学法人の業務の実績を評価すること（地独法第11条第2項第2号関係）

- ・ 中期目標の期間の最後の事業年度の前々年度：中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績（法第78条の2第1項第1号）
- ・ 中期目標の期間の最後の事業年度：中期目標の期間における業務の実績
（法第78条の2第1項第2号） ※公立大学法人は法第78条の2第1項に掲げる事業年度の終了後三月以内に、自ら評価を行った報告書を評価委員会に提出するとともに公表しなければならない
- ・ 公立大学法人に対する評価結果の通知等に係る設立団体の長への報告及び公表
（法第78条の2第5項）

(3) 公立大学法人に勧告すること（地独法第11条第2項第3号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価を行い、必要がある場合に業務運営の改善その他の勧告を行う
（法第78条の2第4項）

沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会運営要綱

令和2年7月31日

沖縄県公立大学法人評価委員会決定

令和4年2月16日

沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、条例第6条第1項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第3条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、別紙「傍聴要領」を示すものとする。

3 委員長は、傍聴人が、別紙「傍聴要領」に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

第4条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものと

する。

一 会議の議題

二 会議の日時及び場所

三 出席した委員の氏名

四 議事の要旨

- 2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。

沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会傍聴要領

令和 2 年 7 月 31 日

沖縄県公立大学法人評価委員会決定

令和 4 年 2 月 16 日

沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会決定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 1 時間前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は若干名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。

- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

改正

令和3年3月31日条例第10号

令和5年12月28日条例第36号

沖縄県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

沖縄県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称、処理する事務及び庶務を処理する部は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

名称	処理する事務	庶務を処理する部
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立看護大学に関する事務	保健医療介護部
沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立芸術大学に関する事務	文化観光スポーツ部

(組織等)

第3条 委員会は、それぞれ委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、それぞれ委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の求め)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第1条に規定する沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「旧委員会」という。）は、改正後の第2条に規定する沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（以下「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により旧委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により新委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和5年12月28日条例第36号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。